グリーン経営認証・ISO・エコアクション21取得等助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業所(以下「事業所」という。)が、グリーン経営認証、ISO およびエコアクション 2 1 認証を取得又は更新した場合に、その認証費用の負担を軽減し、取得の普及を図ることにより、環境保全への推進を目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、本認証を取得または更新した会員事業所とする。

(助成額)

第3条 助成金額は、グリーン経営認証および ISO の新規取得については10万円、 更新については5万円とする。また、エコアクション21認証の新規取得及び 更新については5万円とする。但し、協会は会員事業所の交付申請が正常なも のでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、助成 金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、 その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとにその期間中に本認証の清算を終了した分をとりまとめて翌月の末日までに協会の申請様式に洩れなく記入のうえ、認証登録証(写)、請求書(写)、領収書(写)を添付して協会長宛に申請するものとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(雑 則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会に おいて協議するものとする。

(付則) 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正 平成30年4月1日字句訂正 令和 3年4月1日一部改正